# 監査報告書

令和7年5月27日

学校法人 東亜大学学園 理事会 御中 評議員会 御中

学校法人 東亜大学学園

監事 藤上博之

監事 松村 久

私は、監事として私立学校法第37条第3項及び学校法人東亜大学学園寄附行為第15条に基づき、学校法人東亜大学学園の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における業務若しくは財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査しました。

監査の結果、業務若しくは財産の状況及び理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、会計に関する諸計算はいずれも正確であり、かつ財産の管理状況及び理事の業務執行の状況は適正妥当なものと認めます。

以上

# 独立監査人の監査報告書

令和7年(2025年)6月14日

学校法人東亜大学学園 理事会 御中

> 山田康雄公認会計士・税理士事務所 山口県下関市 公認会計士 山 田 東 加

## 監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人東亜大学学園の令和6年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の計算書類、すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人東亜大学学園の2025年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

注記「8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 (2) 偶発債務」に記載されているとおり、学校法人は、日本医療学園から過年度における借入に関する費用の負担分として51,974,572円の請求を受けているが、その内容について認識に相違があるため調査を行い、理事会において協議した結果、最終的に法的支払い義務はないとの結論に至り、令和7年5月1日付文書で学校法人日本医療学園へ回答を提出した。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作 成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが 適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、 当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を 監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会 計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記が付 されている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監 査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できな くなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

# 利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上